

市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例をここに公布する。

令和2年5月22日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第18号

市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市議会の議員の議員報酬の特例について定めるものとする。

(議員の議員報酬の額の特例)

第2条 令和2年6月1日から令和2年8月31日までの市議会の議員の議員報酬月額、伊勢崎市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年伊勢崎市条例第6号。以下「議員報酬条例」という。)第2条の規定にかかわらず、同条各号に定める議員報酬月額からそれぞれその10分の10に相当する額を減じた額とする。

(期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額)

第3条 議員報酬条例第6条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額については、前条の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。

(市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の廃止)

2 市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例(平成20年伊勢崎市条例第59号)は、廃止する。